河東小「いじめ」対応マニュアル

【いじめを認識したらどうする？】

児童からの訴え　日々の観察　家庭・地域からの報告

↓

いじめに発展する可能性のある事案・いじめの把握

↓

生徒指導担当に報告

↓

校長・教頭に報告

↓

【いじめ対策委員会の招集】

（校長・教頭・生徒指導担・養護教諭・該当の担任ほか）

・事実確認の方法　・対応方針の決定　・関係機関との連携

↓

全教職員で情報の共有

・事案の報告　・対応方針の共通理解

↓

当該児童への事実確認（生指担＋担任）

～必ず複数で被害者の視点を忘れない～

①被害児童への面接

②加害児童への面接（一人ずつ）

＊個別に行う　＊記録を残す

＊児童の力関係等に配慮する

＊威圧的態度での指導はしない

関係機関との連携

＊宍粟市教育委員会

・事実把握

・対応への助言

・指導の経過

・適宜現状報告

軽微なものも報告義務

＊宍粟警察生活安全課

６２－０１１０

＊市役所社会福祉課

６３－３０６７

家庭訪問（被害児童）

複数名で対応のこと

・把握した事実関係の報告

・対応方針の説明

↓

【いじめ対策委員会で協議】

・被害、加害児童及び周りからの聞き取りした事実を確認

（いじめの全体像の把握）

・被害児童・加害児童及び両保護者への対応協議

・学校全体指導の内容協議

↓

全教職員で情報の共有

・事案の経過について

・今後の対応策について共通理解

・今後の見守り体制についての確認

家庭訪問（被害）

・経過報告

（現在の児童の様子を具体的に）

・加害児童への指導内容説明

家庭訪問（加害）

・事実の報告

・指導内容の説明

・今後について連携して支援することを要請

↓

解決に向けた対応・情報共有のサイクル

↓

経過観察：被害児童へのサポート継続、家庭訪問による経過・児童の様子報告